

○野田(義)議員 私は、たゞいま議題となりまし
た租税特別措置法の一部を改正する法律案につ
きまして、新進党・民主会議を代表して、提案の趣
旨を説明いたします。

今、我が国経済は戦後最大ともいえる未曾有の
危機に直面しています。基調としての円高は続
き、国内産業、特に製造業の基盤を蝕食し、雇用
不安が現実のものとなっております。パブルのツ
ケともいふべき不良債権によつて金融システムは
既に混乱が始まり、住専問題を初めとして焦眉の
急を要する課題が山積しております。証券市場は
極めて不活発、株価は低迷し、先が見えない状況
であります。さらには、阪神・淡路大震災や地下
鉄サリン事件がもたらした経済的、心理的打撃、
貿易摩擦の激化や産業の空洞化の進行も看過でき
ないと考えます。

有効需要政策を中心とする従来型の景気対策の
みに依存するのではなく、今日の不況にかながみ
れば、不動産市場、株式市場対策を緊急に講じる
必要があります。

この観点から、今ここに私たちが税制改正を提
案し、与党の心ある方々の御賛同を得てその成立
を図りたいと考えている次第であります。

以下に、その概要をお示しいたします。

第一は、長期保有の個人の土地譲渡益課税の軽
減であります。

平成七年から平成九年十二月三十一日までの
間、個人の土地等の長期譲渡所得課税につきまし
て、特別控除後の譲渡益四千万円以下の部分につ
いて、現行二五%の税率を二〇%に引き下げるこ
とといたします。この部分にかかわる地方税の税
率につきましては、地方行政委員会に付託されま
した地方税法の一部を改正する法律の一部を改正
する法律案に盛り込んでおりますが、道府県民税
は現行のまま二%とし、市町村民税は現行五・
五%を四%に引き下げることにいたします。この
結果、現在国と地方合わせて三二・五%の税率
は、二六%に引き下げられることとなります。

第二は、平成七年十一月一日から平成十年十月

三十一日までの間、所有期間が二年を超える土地
の譲渡等について、個人の事業所得等の課税の特
例制度及び法人の土地等の追加課税制度の適用を
取りやめることとあります。

以上の二つの柱は、該当する土地等の譲渡益課
税を大胆に軽減するものであり、不良債権問題の
一端ともなっている冷え切った不動産市場に活を
入れ、土地流動化を促進することにつながると考
えます。

第三は、特定の事業用資産の買いかえ等の課税
特例制度の拡充であります。

すべての制度が、法人については平成八年三
月、個人については同年十二月が適用期限となつ
ておりますが、二年間延長することとします。さ
らに、特定中小企業者の新分野進出等による経済
的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置
法及び特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨
時措置法に係る長期所有土地等から既成市街地等
以外の地域内の建物、機械装置等への買いかえに
ついては、課税繰り延べ割合を八〇%から九〇%
に、長期所有土地等から既成市街地等以外の地域
内にある建物、機械装置等への買いかえ等につい
ては、課税繰り延べ割合を六〇%から八〇%に拡
充することといたします。

これらの改正は、土地の流動化に加え、企業等
のリストラ、新事業への進出などへの支援に資す
るものであると考えます。

第四は、平成七年十一月一日から平成十年十月
三十一日までの間、有価証券取引税を課さないこ
ととする措置であります。

我々が提案し、今回政府がこれを受けて措置し
た、株式の利益消却の際のみなし配当課税の特例
とあわせて、証券市場の活性化に資するものと
確信しております。

以上が、法案についての概要であります。
本案施行による減収額は、平成七年度において
約千六百五十億円を見込んでおります。
日本経済の現状を憂慮する、良識ある議員各位
の党派を超えた御賛同をいただき、速やかな成立

をお願いいたします。

これもちまして、私の趣旨説明を終わります。
○久間委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○久間委員長 この際、委員長から申し上げま
す。
ただいま議題となっております新進党・民主会
議提出の租税特別措置法の一部を改正する法律案
の審査の取り扱いにつきましては、提案理由の説
明に引き続き、直ちに審査を進めるべきところで
ありますが、先般来、理事会におきまして協議を
行いましたところ、自民党から、同法律案の内容
について党内に種々議論があり、質疑を含め、
その審査を留保してほしい旨の発言がありまし
た。

先刻の理事会で協議いたしました結果、本法律
案につきましては、今後の理事会におきまして、
その審査の取り扱いを引き続き協議することとな
りましたので、御報告申し上げます。

○久間委員長 次に、内閣提出、租税特別措置法
の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案に対する質疑は、去る二十五日に終局いた
しております。

これより討論に入りますのでありますが、申し出が
ありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法
律案について採決いたします。

○久間委員長 起立多数。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○久間委員長 御異議なしと認め、そのように決
しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久間委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十時七分散会

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)
の一部を次のように改正する。
目次中「第九十四条の二」を「第九十四条の三」に
改める。

第二十八条の四第一項中「をした場合」の下に
「(平成七年十一月一日から平成十年十月三十一日
までの間に土地の譲渡等をした場合を除く。)」を
加える。

第三十一条第一項第一号中「百分の二十五」の下
に「(平成七年分から平成九年分までの所得税につ
いては、百分の二十とする。)」を加え、同項第二
号中「千円」の下に「(平成七年分から平成九年分
までの所得税については、八百万円とする。)」を
加え、同条第二項中「千円」の下に「(平成七年分
から平成九年分までの所得税については、八百万
円とする。)」を、「百分の二十五」の下に「(平成八
年分及び平成九年分の所得税については、百分の
二十とする。)」を加える。

第三十七条第一項中「平成八年十二月三十一日」
を「平成十年十二月三十一日」に改め、「若しくは
第十九号」を削り、「又は第十一号」を、「第十一号
又は第十七号」に改め、同条第三項及び第四項中
「平成八年十二月三十一日」を「平成十年十二月三

十一日」に改める。

第三十七条の三第二項第一号中「若しくは第十九号」を削り、同項第二号中「又は第十一号」を、「第十一号又は第十七号」に改める。

第三十七条の四中「平成八年十二月三十一日」を「平成十年十二月三十一日」に改める。

第六十二条の三第一項中「譲渡等をした場合」の下に「平成七年十一月一日から平成十年十月三十一日までの間に土地の譲渡等をした場合を除く。」を加え、同条第四項及び第五項中「平成八年三月三十一日」を「平成七年十月三十一日」に改める。

第六十三条第一項中「譲渡等をした場合」の下に「平成七年十一月一日から平成十年十月三十一日までの間に土地の譲渡等をした場合を除く。」を加える。

第六十五条の七第一項及び第六十五条の八第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「第十九号若しくは第二十号の場合のこれらの号」を「第十九号の場合の同号」に、「又は第十一号」を「第十一号又は第十八号」に改める。

第六十五条の九中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第九十三条第二項を削る。

第九十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための有価証券の処分等」を「日本国有鉄道清算事業団特別債券」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第六章第五節に次の一条を加える。

（平成七年十一月一日から平成十年十月三十一日までの間の有価証券取引税の特例）

第九十四条の三 平成七年十一月一日から平成十年十月三十一日までの間に「有価証券取引税法第二条に規定する有価証券（有価証券取引税法第二条に規定する有価証券をいう。）の譲渡（同法第三条又は第四条の規定により、譲渡とみなされるものを含む。）については、有価証券取引税を課さない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年十一月一日から施行する。

（個人の特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第三十七条（同条第一項の表の第十七号に係る部分に限る。）の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が平成七年四月一日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に行った改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三十七条第一項の表の第十七号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十七条（同条第一項の表の第十九号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧法第三十七条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第三条 新法第六十五条の七（同条第一項の表の第十八号に係る部分に限る。）及び第六十五条の八（同号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における平成七年四月一日以後に取得をする同号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る同条第一項の特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の七第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における平成七年四月一日以後に取得をする同号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八第一項の特別勘定については、なお従前の例による。

2 新法第六十五条の七（同条第一項の表の第二十号に係る部分に限る。）及び第六十五条の八

（同号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る同条第一項の特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の七第一項の表の第二十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八第一項の特別勘定については、なお従前の例による。

（有価証券取引税の特例に関する経過措置）

第四条 施行日前に行われた旧法第九十三条第二項に規定する社債券又は外国社債券とみなされたものの譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

2 施行日前に日本国有鉄道清算事業団が行った旧法第九十四条第一項に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、三年間の緊急措置として、有価証券取引税を非課税とするともに、個人の土地等の譲渡の場合の長期譲渡所得課税の軽減、法人の一般及び短期の土地譲渡益重課制度の不適用並びに特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例制度の拡充等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平成七年度において約千六百五十億円の見込みである。

平成七年十一月六日印刷

平成七年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局